

(5 年 保 存)
F N o . - 05000202
崎 務 (企) 第 108 号
平 成 23 年 3 月 28 日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等の適用について（通達）

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の深刻な被害状況を受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。別添1参照）に基づき、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。別添2参照）が、3月13日に公布・施行された。

これに伴い、平成23年国家公安委員会告示第6号（別添3参照）により、国家公安委員会所管の法令について、本件地震の被害者の行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置が、3月18日から講じられている。

法、政令及び告示の概要その他運用上留意すべき事項については、別紙（平成23年3月18日付け警察庁乙官発第5号）のとおりであるので執務の参考とされたい。

なお、本件に関して疑義が生じた場合は、関係する本部主管課に問い合わせるなどして、事務処理上遺憾のないようにされたい。